

千葉市建設工事等安全対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の発注に係る建設工事、修繕及び業務委託（以下「建設工事等」という。）における総合的な安全対策の推進に向け、必要な事項を調査、検討、審査し、指導・助言するため、千葉市建設工事等安全対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建設工事の設計・施工に係る安全審査
- (2) 建設工事の施工条件についての検討
- (3) 建設工事等で発生した事故についての工法・作業環境の調査分析
- (4) 建設工事等の実施、施工における巡回・巡視等の事故防止対策の検討
- (5) 工事関係者連絡会議設置の指導
- (6) その他安全対策に係る施策の検討

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、建設局、都市局を所管する副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 前項の委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員の指名する者が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を迅速に処理するため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 環境部会
- (2) 経済農政部会
- (3) 都市部会
- (4) 建築部会
- (5) 公園緑地部会
- (6) 土木部会
- (7) 道路部会
- (8) 下水道部会

- 2 部会の所掌事務は、第2条に準ずる。
- 3 部会は、部会長及び部会委員をもって構成する。
- 4 部会長及び部会委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じ、関係職員及び設計者、施工者等を当部会に出席させることができる。
- 8 部会長は、第2条第1号から第3号を部会に諮るときは、当該案件に係わる担当課に属する部会委員を部会の構成員としないものとする。
- 9 部会委員以外の担当課が、第2条を行うときは、同種の工事を所管する部会にて措置するものとする。

なお、これにより難い場合は、土木部会にて措置するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設局土木部技術管理課において処理する。

- 2 部会の庶務は、当該部会の部会長の指定する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

別表第1 委員会の委員

委員	環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 水道局長 資源循環部長 農政部長 都市部長 建築部長 公園緑地部長 土木部長 道路部長 下水道企画部長 下水道施設部長
----	---

別表第2 部会の組織

部会名	部会長	部会委員
環境部会	資源循環部長	廃棄物施設維持課長 廃棄物施設整備課長 技術管理課長 (事務局) 廃棄物施設整備課
農政部会	農政部長	農政課長 農業経営支援課長 農業生産振興課長 技術管理課長 (事務局) 農政課
都市部会	都市部長	市街地整備課長 まちづくり課長 検見川稲毛土地区画整理事務所長 寒川土地区画整理事務所長 東幕張土地区画整理事務所長 交通政策課長 都市安全課長 (事務局) 市街地整備課
建築部会	建築部長	建築管理課長 住宅整備課長 営繕課長 建築設備課長 (事務局) 建築管理課
公園緑地部会	公園緑地部長	緑政課長 公園管理課長 中央・美浜公園緑地事務所長 花見川・稲毛公園緑地事務所長 若葉公園緑地事務所長 緑公園緑地事務所長 公園建設課長 動物公園副園長 (事務局) 緑政課
土木部会	土木部長	土木管理課長 土木保全課長 技術管理課長 中央・美浜土木事務所維持建設課長 花見川・稲毛土木事務所維持建設課長 若葉土木事務所維持建設課長 緑土木事務所維持建設課長 (事務局) 技術管理課
道路部会	道路部長	道路計画課長 道路建設課長 街路建設課長 自転車政策課長 (事務局) 道路計画課
下水道部会	下水道施設部長	下水道経営課長 総合治水課長 下水道整備課長 雨水対策課長 下水道維持課長 下水道施設建設課長 中央浄化センター所長 南部浄化センター所長 水道事業事務所長 (事務局) 下水道整備課